

令和5年12月（定例会）

第135回

気仙沼市議会議案書

（その2）

令和5年12月12日提出

目 次

(令和5年12月12日提出)

議案 番号	件 名	頁	説明 資料 頁	備 考
2	気仙沼市漁火パークの指定管理者の指定について	3	3	
3	気仙沼市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	4	9	
4	気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9	10	
5	気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	32	14	
6	気仙沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	39	15	
7	令和5年度気仙沼市一般会計補正予算	別冊	別冊	
8	令和5年度気仙沼市国民健康保険特別会計補正予算			
9	令和5年度気仙沼市後期高齢者医療特別会計補正予算			
10	令和5年度気仙沼市介護保険特別会計補正予算			
11	令和5年度気仙沼市魚市場特別会計補正予算			
12	令和5年度気仙沼市水道事業会計補正予算			
13	令和5年度気仙沼市簡易水道事業会計補正予算			
14	令和5年度気仙沼市ガス事業会計補正予算			
15	令和5年度気仙沼市下水道事業会計補正予算			
16	令和5年度気仙沼市病院事業会計補正予算			

議案第2号

気仙沼市漁火パークの指定管理者の指定について

次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 気仙沼市漁火パーク
- 2 指定管理者 気仙沼市長磯森7番地1
有限会社東北特工
代表取締役 小 松 厚
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月12日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

議案第3号

気仙沼市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 気仙沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成18年気仙沼市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 気仙沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の気仙沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(次項において「改正後の特別職給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の気仙沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第3号資料

気仙沼市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
 条例（案）新旧対照表

（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の例により算出した額とする。</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、<u>6月に支給する場合においては100分の165</u>、<u>12月に支給する場合においては100分の175</u>とする。</p>	<p>（通勤手当及び期末手当）</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、<u>100分の165</u></p> <hr/> <p>___とする。</p>

(第2条関係)

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 通勤手当及び期末手当の額は、一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）の例により算出した額とする。</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、<u>100分の170</u></p> <hr/> <p>___とする。</p>	<p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>とする。</p>

議案第4号

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市職員の給与に関する条例（平成18年気仙沼市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第19条第2項中「100分の120」を「, 6月に支給する場合においては100分の120, 12月に支給する場合においては100分の125」に改め, 同条第3項中「「100分の67.5」」の次に「と, 「100分の125」とあるのは「100分の70」」を加える。

第20条第2項第1号中「100分の100」を「, 6月に支給する場合においては100分の100, 12月に支給する場合においては100分の105」に改め, 同項第2号中「100分の47.5」を「, 6月に支給する場合においては100分の47.5, 12月に支給する場合においては100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100

9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000

44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	

79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				
97		296,800	344,700				
98		297,100	345,100				
99		297,500	345,500				
100		297,900	345,800				
101		298,100	346,100				
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				

	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2中「級別職務分類表」を「等級別基準職務表」に改める。

第2条 気仙沼市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」に改める。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年気仙沼市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円
5	615,000円
6	718,000円

第10条第2項中「「100分の165」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を加える。

第4条 気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」」を「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の気仙沼市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の気仙沼市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第4号資料

気仙沼市職員の給与に関する条例及び気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>（給料表）</p> <p>第4条 給料表の種類は、行政職給料表（別表第1）とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>等級別基準職務表</u>（別表第2）に定めるところによる。</p> <p>4 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「100分の125」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」</p>	<p>（給料表）</p> <p>第4条 同左</p> <p>2 略</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>級別職務分類表</u>（別表第2）に定めるところによる。</p> <p>4 略</p> <p>（期末手当）</p> <p>第19条 同左</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第20条 同左</p>

改 正 案	現 案 行
<p>という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 行政職給料表 等級別基準職務表</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;">略</div>	<p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;">_____を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第2(第4条関係) 行政職給料表 級別職務分類表</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; text-align: center; padding: 2px;">略</div>

(第2条関係：気仙沼市職員の給与に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第19条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」 _____ とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 同左</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 前項の職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日</p>

改 正 案	現 行
<p>現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u></p> <hr/> <p>を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p>	<p>現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額、<u>6月に支給する場合には100分の100, 12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額、<u>6月に支給する場合には100分の47.5, 12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p>

(第4条関係：気仙沼市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 給与条例第4条、第5条、第8条から第11条まで、第11条の3及び第20条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「指定する職にある職員」とあるのは「指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」 _____とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 同左</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「指定する職にある職員」とあるのは「指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

改 正 案

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	

現 行

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	

改 正 案							
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	

	現				行			
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		

改 正 案							
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600				
95		296,200	344,100				
96		296,600	344,500				

		現		行			
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				

改 正 案								
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

		現		行					
	97		295,800	343,700					
	98		296,100	344,100					
	99		296,500	344,500					
	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	

改 正 案

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

現 行

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

議案第5号

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

気仙沼市国民健康保険税条例（平成18年気仙沼市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により

算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前

から行うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の気仙沼市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第5号資料

気仙沼市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から<u>出産予定月の翌々月</u>までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第23条 同左</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(新設)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p><u>第24条の3 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 案	現 案 行
<p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

議案第6号

気仙沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する
条例制定について

別紙のとおり制定する。

令和5年12月12日提出

気仙沼市長 菅 原 茂

提案理由

法律の規定に基づき、議会の議決を必要とするためである。

気仙沼市条例第 号

気仙沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(気仙沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 気仙沼市病院事業の設置等に関する条例(平成18年気仙沼市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「設置する病院」の次に「及び診療所(以下「病院等」という。)」を加え、同項の表を次のように改める。

区分	名称	位置
病院	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2
診療所	気仙沼市立病院附属本吉医院	気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2

第2条第2項中「気仙沼市立本吉病院(以下「本吉病院」という。)」を「気仙沼市立病院附属本吉医院」に改め、同条第3項中「気仙沼市立病院及び本吉病院」を「病院等」に改め、同項の表気仙沼市立本吉病院の項を次のように改める。

気仙沼市立病院附属本吉医院	(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科	
---------------	--	--

(気仙沼市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 気仙沼市病院事業使用料及び手数料条例(平成18年気仙沼市条例第190号)の一部を次のように改正する。

別表第9号中「市長」を「管理者」に改める。

(気仙沼市医学生等奨学資金貸付基金条例の一部改正)

第3条 気仙沼市医学生等奨学資金貸付基金条例(平成24年気仙沼市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院」を「気仙沼市病院事業局」に改める。

(気仙沼市医学生等奨学金貸付条例の一部改正)

第4条 気仙沼市医学生等奨学金貸付条例（平成24年気仙沼市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院」を「気仙沼市病院事業局」に、「市立病院等」を「病院事業局」に改める。

第2条第6号中「市立病院等」を「気仙沼市立病院」に改める。

第3条中「市立病院等」を「病院事業局」に改める。

第10条中「市立病院等の院長」を「病院事業管理者」に、「市立病院等」を「病院事業局」に改める。

第12条第1項中「市立病院等」を「病院事業局」に改める。

（気仙沼市看護学生奨学金貸付条例の一部改正）

第5条 気仙沼市看護学生奨学金貸付条例（令和2年気仙沼市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「掲げる施設」の次に「（本市病院事業として設置する施設を除く。）」を加え、同号ア中「（気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院を除く。）」を削る。

（気仙沼市薬学生、看護学生等奨学金貸付条例の一部改正）

第6条 気仙沼市薬学生、看護学生等奨学金貸付条例（令和2年気仙沼市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院」を「気仙沼市病院事業局」に、「市立病院等」を「病院事業局」に、「薬剤師及び看護職員」を「医療職」に改める。

第3条、第11条及び第12条第1項中「市立病院等」を「病院事業局」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号資料

気仙沼市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（第1条関係：気仙沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行																																	
<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 気仙沼市は、健康保持に必要な医療を市民に提供するため病院事業を設置する。</p> <p>2 病院事業として設置する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">病院</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">診療所</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院附属本吉医院</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</p> <p>2 前項の規定による運営のほか、<u>気仙沼市立病院附属本吉医院</u>は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定に基づく事業を行うため、国民健康保険事業と相互に連携し、地域の保健医療の増進、公衆衛生の向上その他健康の保持増進に必要な事業の推進を図るものとする。</p> <p>3 <u>病院等</u>の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">診療科目</th> <th style="text-align: center;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院附属本吉医院</td> <td style="text-align: center;">(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	位置	病院	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2	診療所	気仙沼市立病院附属本吉医院	気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2	名称	診療科目	病床数	気仙沼市立病院	略	略	気仙沼市立病院附属本吉医院	(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科		<p>（病院事業の設置）</p> <p>第1条 同左</p> <p>2 病院事業として設置する病院 _____ の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立本吉病院</td> <td style="text-align: center;">気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（経営の基本）</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 前項の規定による運営のほか、<u>気仙沼市立本吉病院</u>（以下「本吉病院」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第1項の規定に基づく事業を行うため、国民健康保険事業と相互に連携し、地域の保健医療の増進、公衆衛生の向上その他健康の保持増進に必要な事業の推進を図るものとする。</p> <p>3 <u>気仙沼市立病院及び本吉病院</u>の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">診療科目</th> <th style="text-align: center;">病床数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立病院</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">気仙沼市立本吉病院</td> <td style="text-align: center;">(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科</td> <td style="text-align: center;">一般 38床 病床</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2	気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2	名称	診療科目	病床数	気仙沼市立病院	略	略	気仙沼市立本吉病院	(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科	一般 38床 病床
区分	名称	位置																																
病院	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2																																
診療所	気仙沼市立病院附属本吉医院	気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2																																
名称	診療科目	病床数																																
気仙沼市立病院	略	略																																
気仙沼市立病院附属本吉医院	(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科																																	
名称	位置																																	
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2																																	
気仙沼市立本吉病院	気仙沼市本吉町津谷明戸222番地2																																	
名称	診療科目	病床数																																
気仙沼市立病院	略	略																																
気仙沼市立本吉病院	(1) 内科 (2) 小児科 (3) 外科 (4) 整形外科 (5) 精神科	一般 38床 病床																																

(第2条関係:気仙沼市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 患者移送料</p> <p>患者を市外の医療機関等へ移送する必要がある て病院の患者移送車を使用したときの移送料は、 1 k m又はその端数につき150円の範囲内で<u>管理</u> <u>者</u>が定める額を乗じて得た額</p> <p>(10) 略</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>(1)~(8) 略</p> <p>(9) 患者移送料</p> <p>患者を市外の医療機関等へ移送する必要がある て病院の患者移送車を使用したときの移送料は、 1 k m又はその端数につき150円の範囲内で<u>市長</u> <u>__</u>が定める額を乗じて得た額</p> <p>(10) 略</p>

(第3条関係：気仙沼市医学生等奨学資金貸付基金条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 将来、<u>気仙沼市病院事業局</u> に医師として勤務しようとする者に対し、修業資金を貸与する事業に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、気仙沼市医学生等奨学資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 将来、<u>気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院</u>に医師として勤務しようとする者に対し、修業資金を貸与する事業に要する資金に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、気仙沼市医学生等奨学資金貸付基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

(第4条関係：気仙沼市医学生等奨学金貸付条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来、<u>気仙沼市病院事業局</u> _____ (以下「<u>病院事業局</u>」という。)の医師として業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、<u>病院事業局</u>における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 研修医 <u>気仙沼市立病院</u>以外の病院において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。)を受けている医師をいう。</p> <p>(貸付対象者及び奨学金)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる者であって、将来、<u>病院事業局</u>の医師として業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(研修の参加)</p> <p>第10条 奨学生(研修医を除く。)は、大学又は大学院の長期休暇の期間において<u>病院事業管理者</u>が指定する期間、<u>病院事業局</u>内で毎年研修を受けなければならない。</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学生であった者が臨床研修又は大学院の課程の修了後5年以内に医師として<u>病院事業局</u>の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学金の償還及び利息の支払(以下「奨学金の償還等」という。)の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 医師として<u>病院事業局</u>の業務に従事した期間(以下「勤務期間」という。)が奨学金の貸付けを受けていた期間に達したとき。ただし、大学生入学時奨学金に限り貸付けを受けていた場合は、勤務期間が2年に達したとき。</p> <p>(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、将来、<u>気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院</u> (以下「<u>市立病院等</u>」という。)の医師として業務に従事しようとする者に対し、修学等に必要な資金を貸し付けることにより、<u>市立病院等</u>における医師の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 研修医 <u>市立病院等</u> 以外の病院において臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。)を受けている医師をいう。</p> <p>(貸付対象者及び奨学金)</p> <p>第3条 市長は、次の各号に掲げる者であって、将来、<u>市立病院等</u>の医師として業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金(以下「奨学金」という。)を貸し付けるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(研修の参加)</p> <p>第10条 奨学生(研修医を除く。)は、大学又は大学院の長期休暇の期間において<u>市立病院等の院長</u>が指定する期間、<u>市立病院等</u>内で毎年研修を受けなければならない。</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学生であった者が臨床研修又は大学院の課程の修了後5年以内に医師として<u>市立病院等</u>の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学金の償還及び利息の支払(以下「奨学金の償還等」という。)の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) 医師として<u>市立病院等</u>の業務に従事した期間(以下「勤務期間」という。)が奨学金の貸付けを受けていた期間に達したとき。ただし、大学生入学時奨学金に限り貸付けを受けていた場合は、勤務期間が2年に達したとき。</p> <p>(2) 略</p>

改 正 案	現 行
2 略	2 略

(第5条関係：気仙沼市看護学生奨学金貸付条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 医療介護施設等 本市の区域内に存する次に掲げる施設<u>(本市病院事業として設置する施設を除く。)</u>をいう。</p> <p>ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院_____</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1) 医療介護施設等 本市の区域内に存する次に掲げる施設_____をいう。</p> <p>ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院<u>(気仙沼市立病院及び気仙沼市立本吉病院を除く。)</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(第6条関係：気仙沼市薬学生、看護学生等奨学金貸付条例の一部改正)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>気仙沼市病院事業局</u> _____ (以下「<u>病院事業局</u>」という。)の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師として業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって<u>病院事業局</u>における<u>医療職</u> _____の充足に資することを目的とする。</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、養成施設に入学を許可された者又は在学する者であって、将来<u>病院事業局</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しようとするものに対し、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める養成施設の修学費用として、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第11条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が継続する期間、貸付けを受けた奨学金の償還及び延滞利息の支払(次条において「奨学金の償還等」という。)の全部又は一部を猶予することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を修業又は卒業後、<u>病院事業局</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しているとき。</p> <p>(3) 養成施設を修業又は卒業後、<u>病院事業局</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事するため、受験準備をしているとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が養成施設を修業又は卒業後3年以内に<u>病院事業局</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>病院事業局</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事した期間が6年に達したとき。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>気仙沼市立病院又は気仙沼市立本吉病院</u> (以下「<u>市立病院等</u>」という。)の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師として業務に従事しようとする者に対し、予算の範囲内において奨学金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、もって<u>市立病院等</u>における<u>薬剤師及び看護職員</u>の充足に資することを目的とする。</p> <p>(貸付対象者)</p> <p>第3条 市長は、養成施設に入学を許可された者又は在学する者であって、将来<u>市立病院等</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しようとするものに対し、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める養成施設の修学費用として、奨学金を貸し付けることができる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(償還の猶予)</p> <p>第11条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成施設を修業又は卒業後、<u>市立病院等</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事しているとき。</p> <p>(3) 養成施設を修業又は卒業後、<u>市立病院等</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事するため、受験準備をしているとき。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(償還の免除)</p> <p>第12条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が養成施設を修業又は卒業後3年以内に<u>市立病院等</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還等の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>市立病院等</u>の薬剤師、看護職員又はリハビリテーション技師の業務に従事した期間が6年に達したとき。</p>

改 正 案	現 行
<p>(2) 略 2・3 略</p>	<p>(2) 略 2・3 略</p>